

兵庫県公報

平成27年10月27日 火曜日 第 2743 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
公 告	
○ 地域森林計画の一部変更の案の縦覧（林務課）	2
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
企業庁管理規程	
○ 企業庁宿舍管理規程の一部を改正する管理規程	9
病院局管理規程	
○ 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程	9
教育委員会規則	
○ 兵庫県立高等学校の分校の名称及び位置に関する規則を廃止する規則	9
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則	10

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立高等学校の分校の名称及び位置に関する規則を廃止する規則（教育委員会規則第12号）
兵庫県立篠山産業高等学校丹南校については、県立高等学校教育改革第二次実施計画に基づき生徒の募集を停止してきたが、平成28年3月には全ての生徒が在学しなくなることから、分校を廃止することとした。
- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第13号）
県立学校の分校の廃止、学科等の新設及び廃止等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第879号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年10月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所

農村地域防災減災事業	原皿池地区	平成27年10月27日から 同 年11月16日まで	加古川市役所
農村地域防災減災事業	藤田地区	平成27年10月27日から 同 年11月16日まで	加 東 市 役 所
農村地域防災減災事業	風呂ノ谷池	平成27年10月27日から 同 年11月16日まで	稲 美 町 役 場



兵庫県告示第880号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
五色町加入区	平成27年10月2日



兵庫県告示第881号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H26但馬位置 0004号	27. 10. 14	豊岡市加広町32番15、32番20	5.00	35.00

公 告

地域森林計画の一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市		

加古川地 域森林計 画の一部 変更	西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稲美町	平成24年4月1日から 平成34年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地 域森林計 画の一部 変更	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事 務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
円山川地 域森林計 画の一部 変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	平成27年4月1日から 平成37年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 縦覧期間

平成27年10月27日から同年11月30日まで



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、

意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハローズ東姫路店
所在地 姫路市阿保甲7-33ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ハローズ
住所 広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号
代表者の氏名 佐藤利行
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ハローズ
住所 広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号
代表者の氏名 佐藤利行
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年6月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,003平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
101台
 - (2) 駐輪場の収容台数
65台
 - (3) 荷さばき施設の面積
54平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
35.63立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハローズ	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
駐車場1 (48台)	24時間	
駐車場1 (17台)	午前6時	午後10時
駐車場2	午前6時	午後10時
駐車場3	午前6時	午後10時

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所、出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成27年10月7日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年10月27日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年2月29日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス多可店

所在地 多可郡多可町中区森本165-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年6月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,681平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

70台

(2) 駐輪場の収容台数

20台

(3) 荷さばき施設の面積

40平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成27年10月2日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年10月27日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年2月29日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 山陽マルナカ広畑店
所在地 姫路市広畑区吾妻町三丁目29番2号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2
代表者の氏名 井 出 武 美
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
午前10時から午後9時まで
 - イ 変更後
午前7時から翌午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前
午前9時30分から午後9時30分まで
 - イ 変更後
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- 4 変更年月日
平成27年8月25日
- 5 上記3の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2	井 出 武 美
こえづか衣料株式会社	姫路市広畑区東新町1丁目22番地	肥 塚 知 恵 美
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,499平方メートル
- (3) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
263台
- (4) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
100台
- (5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
121平方メートル
- (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
45.6立方メートル
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
入口2箇所、出口1箇所
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 6 届出年月日
平成27年8月24日
- 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成27年10月27日から4月間
- 8 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年2月29日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	フレスポ赤穂	
所在地	赤穂市中広902-1ほか	
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東洋紡不動産株式会社	大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号	中 谷 弘 司
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	森 田 俊 作
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
東洋紡不動産株式会社	大阪府中央区久太郎町二丁目4番27号	林 健 治
大和リース株式会社	大阪府中央区農人橋二丁目1番36号	森 田 俊 作

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
東洋紡不動産株式会社	大阪府中央区久太郎町二丁目4番27号	中 谷 弘 司
大和リース株式会社	大阪府中央区農人橋二丁目1番36号	森 田 俊 作

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 政 男
株式会社アイ・トピア	東京都町田市原町田四丁目20番1号	田 中 尚 己
有限会社オオハタ自動車 外7者	大阪府鶴見区焼野一丁目南3番18号	大 畑 剛

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 浩 司
株式会社アイ・トピア	東京都町田市原町田四丁目20番1号	加 藤 公 一
株式会社テルミック 外8者	姫路市白浜町甲320-3	梶 正 典

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年6月24日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年8月22日ほか

5 届出年月日

平成27年9月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年10月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年2月29日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年10月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西脇市和田町字円遠706番1、709番1、709番3、712番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

小野市王子町868番地の1

有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮 下 源一朗
3 許可年月日及び許可番号
平成27年4月3日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－1号（27西脇）

企 業 庁 管 理 規 程

企業庁宿舍管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成27年10月27日

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業庁宿舍管理規程の一部を改正する管理規程

企業庁宿舍管理規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号中「児童遊園、集会所等の」を削る。
第3条第1項中「及び職員住宅の2種類」を削る。
第5条第1項第3号を削る。
第10条第1項中「又は職員住宅管理規則（昭和37年兵庫県規則第56号）に規定する職員住宅」を削る。
第15条の2を削る。
別表職員住宅の款を削る。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成27年10月27日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第11号

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程

粒子線治療資金貸付規程（平成15年兵庫県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「5年以内」を「10年以内」に改め、「ただし、貸付けを受ける者の経済状況等により償還期間を10年以内（据置期間6箇月を含む。）とすることができる。」を削る。

附 則

この管理規程は、平成27年11月1日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立高等学校の分校の名称及び位置に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
平成27年10月27日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第12号

兵庫県立高等学校の分校の名称及び位置に関する規則を廃止する規則

兵庫県立高等学校の分校の名称及び位置に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月27日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第13号

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、学科及び生徒定員」を「及び学科」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生徒定員は、別に定める。

第7条を削り、第7条の2を第7条とする。

第8条第1項中「分校及び」を削り、「分校等」を「併置校の定時制課程」に改める。

第8条の9(見出しを含む。)中「分校等」を「併置校の定時制課程」に改める。

第8条の10第1項中「分校等」を「併置校の定時制課程」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

学 校 名	科課程	定時制課程 の授業時の 昼夜別	学 科
兵庫県立 東灘高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 御影高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 神戸高等学校	全日制		普通科
			総合理学科
兵庫県立 兵庫工業高等学校	全日制		機械工学科
			電気工学科
			電子工学科
			建築科
			都市環境工学科
			総合理化学科
			デザイン科
			情報技術科
兵庫県立 神戸工業高等学校	定時制	夜	機械科
			電気科
			建築科
			情報技術科
兵庫県立 神戸北高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 神戸甲北高等学校	全日制		総合学科

兵庫県立 神戸鈴蘭台高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 夢野台高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 兵庫高等学校	全日制		普通科
			創造科学科
兵庫県立 湊川高等学校	定時制	夜	普通科
兵庫県立 長田高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 長田商業高等学校	定時制	夜	商業科
兵庫県立 須磨東高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 須磨友が丘高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 北須磨高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 舞子高等学校	全日制		普通科
			環境防災科
兵庫県立 星陵高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 神戸商業高等学校	全日制		商業科
			情報科
			会計科
兵庫県立 伊川谷北高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 伊川谷高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 神戸高塚高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 尼崎小田高等学校	全日制		普通科
			サイエンスリサーチ科
			国際探求学科
兵庫県立 尼崎工業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			電子科
			建築科
兵庫県立 神崎工業高等学校	定時制	夜	機械科
			電気科
兵庫県立 尼崎稲園高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 尼崎高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 尼崎北高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 武庫荘総合高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 尼崎西高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 鳴尾高等学校	全日制		普通科

			国際文化情報学科
兵庫県立 西宮南高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 西宮高等学校	全日制		普通科
			音楽科
兵庫県立 西宮今津高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 西宮北高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 西宮甲山高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 西宮香風高等学校	定時制	夜	普通科
		昼（午前）	普通科
		昼（午後）	普通科
兵庫県立 伊丹高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 伊丹西高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 阪神昆陽高等学校	定時制	夜	普通科
		昼（午前）	普通科
		昼（午後）	普通科
兵庫県立 伊丹北高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 芦屋高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 国際高等学校	全日制		国際科
兵庫県立 宝塚東高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 宝塚北高等学校	全日制		普通科
			グローバルサイエンス科
			演劇科
兵庫県立 宝塚高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 宝塚西高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 川西緑台高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 川西明峰高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 川西北陵高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 猪名川高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 有馬高等学校	全日制		人と自然科
			総合学科
	定時制	夜	普通科
兵庫県立 北摂三田高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 三田西陵高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 三田祥雲館高等学校	全日制		普通科

兵庫県立 柏原高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 氷上西高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 氷上高等学校	全日制		営農科
			食品加工科
			生活科
			商業科
兵庫県立 篠山鳳鳴高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 篠山産業高等学校	全日制		生活科
			機械科
			電気科
			土木科
			商業科
兵庫県立 篠山東雲高等学校	全日制		地域農業科
兵庫県立 明石高等学校	全日制		普通科
			美術科
兵庫県立 明石南高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 錦城高等学校	定時制	夜	普通科
兵庫県立 明石北高等学校	全日制		普通科
			自然科学科
兵庫県立 明石城西高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 明石清水高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 明石西高等学校	全日制		普通科
			国際人間科
兵庫県立 農業高等学校	全日制		農業科
			園芸科
			動物科学科
			食品科学科
			農業環境工学科
			造園科
	生物工学科		
定時制	夜	普通科	
兵庫県立 加古川北高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 加古川東高等学校	全日制		普通科
			理数科

兵庫県立 加古川西高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 加古川南高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 東播工業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			建築科
			土木科
兵庫県立 西脇北高等学校	定時制	夜	普通科
		昼（午前）	普通科
		昼（午後）	普通科
兵庫県立 西脇高等学校	全日制		普通科
			生活情報科
兵庫県立 西脇工業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			工業化学科
			情報・繊維科
			総合技術科
兵庫県立 三木北高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 三木東高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 三木高等学校	全日制		普通科
			国際総合科
兵庫県立 高砂高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 高砂南高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 松陽高等学校	全日制		普通科
			商業科
	定時制	夜	普通科
兵庫県立 小野高等学校	全日制		普通科
			商業科
			国際経済科
兵庫県立 小野工業高等学校	全日制		機械科
			金属工業科
			電子科
			生活創造科
	定時制	夜	機械科

兵庫県立 北条高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 播磨農業高等学校	全日制		農業経営科	
			園芸科	
			畜産科	
兵庫県立 吉川高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 社高等学校	全日制		普通科	
			生活科学科	
			体育科	
兵庫県立 多可高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 東播磨高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 播磨南高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 姫路別所高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 姫路東高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 姫路北高等学校	定時制	夜	普通科	
兵庫県立 姫路工業高等学校	全日制		機械科	
			電気科	
			工業化学科	
			デザイン科	
			溶接科	
			電子機械科	
兵庫県立 姫路西高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 姫路飾西高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 飾磨工業高等学校	全日制		機械工学科	
			電気工学科	
			エネルギー環境工学科	
			I T工学科	
				健康科学工学科
	定時制	夜	基礎工学科	
昼（午前）			基礎工学科	
昼（午後）			基礎工学科	
兵庫県立 姫路商業高等学校	全日制		商業科	
			情報科学科	
兵庫県立 姫路南高等学校	全日制		普通科	
兵庫県立 網干高等学校	全日制		普通科	

兵庫県立 相生高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 相生産業高等学校	全日制		機械科
			電気科
	定時制	夜	商業科
兵庫県立 龍野高等学校	全日制		機械科
			普通科
兵庫県立 龍野北高等学校	全日制		総合自然科学科
			電気情報システム科
			環境建設工学科
			総合デザイン科
	定時制	夜	看護科
	専攻科		総合福祉科
兵庫県立 赤穂高等学校	全日制		商業科
	定時制	夜	看護専攻科
兵庫県立 家島高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 夢前高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 神崎高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 福崎高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 香寺高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 太子高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 上郡高等学校	全日制		総合学科
			普通科
			農業科
			園芸科
兵庫県立 佐用高等学校	全日制		農業土木科
			普通科
			農業科学科
兵庫県立 山崎高等学校	全日制		家政科
			普通科
			森林環境科学科
兵庫県立 伊和高等学校	全日制		生活創造科
兵庫県立 千種高等学校	全日制		普通科

兵庫県立 豊岡高等学校	全日制		普通科
			理数科
	定時制	夜	普通科
兵庫県立 豊岡総合高等学校	全日制		電機応用工学科
			環境建設工学科
			総合学科
兵庫県立 香住高等学校	全日制		普通科
			海洋科学科
兵庫県立 日高高等学校	全日制		看護科
			福祉科
	専攻科		看護専攻科
兵庫県立 出石高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 村岡高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 浜坂高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 生野高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 和田山高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 八鹿高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 但馬農業高等学校	全日制		農業科
			畜産科
			生活科
兵庫県立 洲本高等学校	全日制		普通科
	定時制	夜	普通科
兵庫県立 洲本実業高等学校	全日制		機械科
			電気科
			商業科
			国際ビジネス科
兵庫県立 津名高等学校	全日制		普通科
兵庫県立 淡路高等学校	全日制		総合学科
兵庫県立 淡路三原高等学校	全日制		普通科

- 備考 1 科課程の欄中「全日制」は本科の全日制の課程を、「定時制」は本科の定時制の課程をいう。
 2 全日制課程普通科に国際文化系コース、自然科学系コース又は総合人間系コースを設置する学校は、次のとおりとする。

コース	学校名
	兵庫県立 神戸鈴蘭台高等学校

国際文化系コース	兵庫県立 宝塚西高等学校
	兵庫県立 明石城西高等学校
	兵庫県立 三木高等学校
	兵庫県立 姫路飾西高等学校
自然科学系コース	兵庫県立 柏原高等学校
	兵庫県立 篠山鳳鳴高等学校
	兵庫県立 小野高等学校
	兵庫県立 姫路飾西高等学校
	兵庫県立 相生高等学校
	兵庫県立 龍野高等学校
	兵庫県立 福崎高等学校
	兵庫県立 生野高等学校
	兵庫県立 八鹿高等学校
	兵庫県立 津名高等学校
	兵庫県立 淡路三原高等学校
総合人間系コース	兵庫県立 御影高等学校
	兵庫県立 兵庫高等学校
	兵庫県立 尼崎高等学校
	兵庫県立 北条高等学校

(兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次の表のとおりとする」を「別に定める」に改め、同条の表を削る。

(兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和35年兵庫県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の9の部中

「

兵庫県立 神戸	総合理学	
---------	------	--

を
「

兵庫県立 神戸	総合理学	
同 兵庫	創造科学	

に改め、同表13の部中

「

同 明石西	国際人間	
-------	------	--

」

を
「

同 明石西	国際人間	
同 三木	国際総合	

」

に改める。

(兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 兵庫県立大学附属高等学校の管理運営に関する規則(平成5年兵庫県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、学科及び生徒定員」を「及び学科」に改め、同条の表を次のように改める。

科 課 程	学 科
全 日 制	総合科学科

第3条に次の1項を加える。

2 生徒定員は、別に定める。

(兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 兵庫県立中等教育学校の管理運営に関する規則(平成14年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、学科及び生徒定員」を「及び学科」に改め、同条の表を次のように改める。

学 校 名	区 分	科課程	学 科
兵庫県立芦屋国際中等教育学校	前期課程		
	後期課程	全日制	普通科

第2条に次の1項を加える。

2 生徒定員は、別に定める。

(兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 兵庫県立大学附属中学校の管理運営に関する規則(平成18年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

「第1学年 70人

第3条中「次のとおりとする」を「別に定める」に改め、第2学年 70人 を削る。

第3学年 70人」

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。